

令和4年度滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について(概要)

令和4年度における県(中央、彦根、大津・高島)子ども家庭相談センター(以下「センターという。')および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談対応等の状況概要を、下記のとおりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談対応件数等の主な状況

- ① 相談対応件数は7,901件で、前年度比で400件減少し、4.8%の減少率となっています。
- ② 虐待種別では、『心理的虐待』が3,265件で最も多く全体の41.3%、『身体的虐待』が2,434件で30.8%、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が2,121件で26.8%、『性的虐待』が81件で1.0%となっています。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が6,236件で全体の79.0%となっています。
- ④ 主な虐待者では、実母が最も多く4,875件で全体の61.7%、実父が2,592件で32.8%となっています。
- ⑤ 継続して支援しているケースが5,829件で全体の73.8%となっています。

2 相談対応件数について

- 前年度と比べて400件減少し、7,901件となりました。内訳として、虐待種別では、「心理的虐待」が168件、「身体的虐待」が164件、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が69件減少する一方、「性的虐待」が1件増加しています。
年齢別では「高校生・その他」が340件、「中学生」が164件、「3歳～学齢前児童」が88件、「0歳～3歳未満」が79件減少する一方、「小学生」が271件増加しています。
- 昨年度に引き続き、「心理的虐待」(3,265件)に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)について、依然として警察からの通告が多いことが考えられます。

3 全体状況

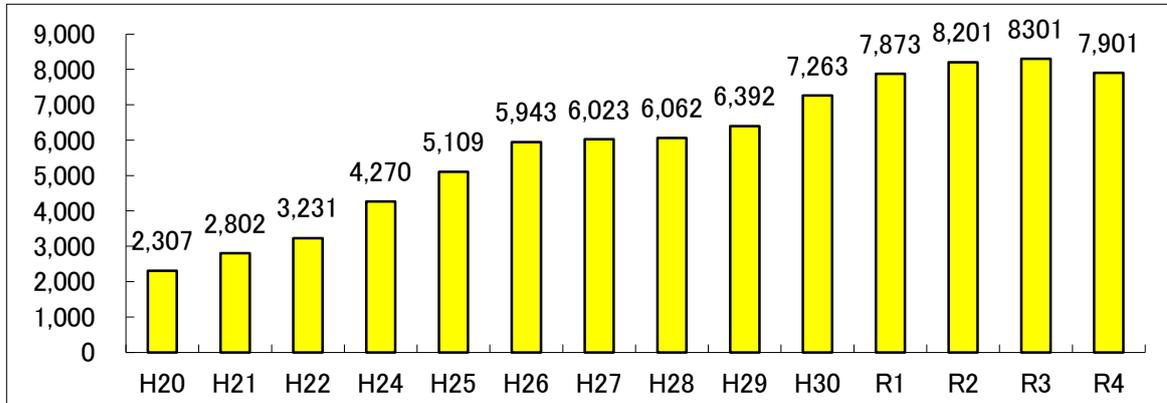
(1) 相談件数

相談件数は 7,901 件で、前年度比 400 件の減 (△4.8%) となっています。

※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

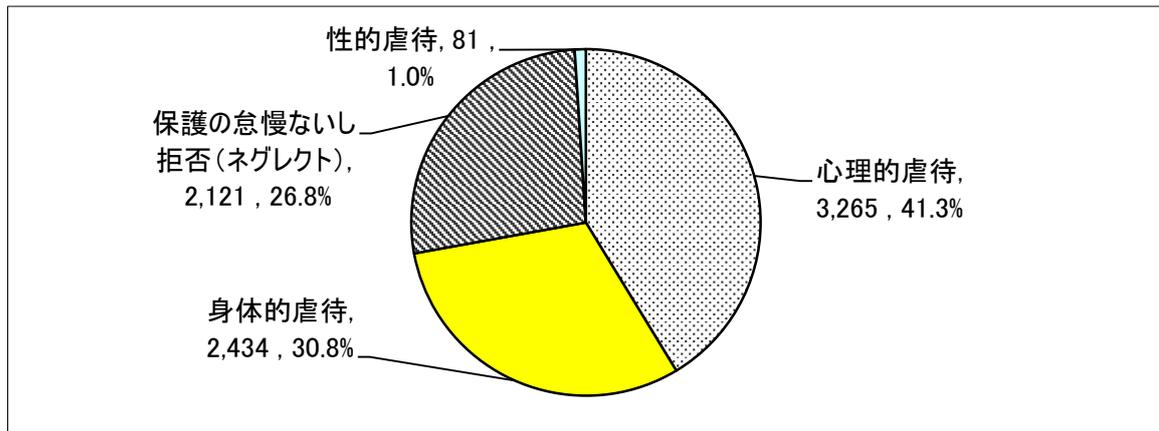
(センター2,586件+市町7,889件-2,574件(連携分) = 7,901件)

(件)



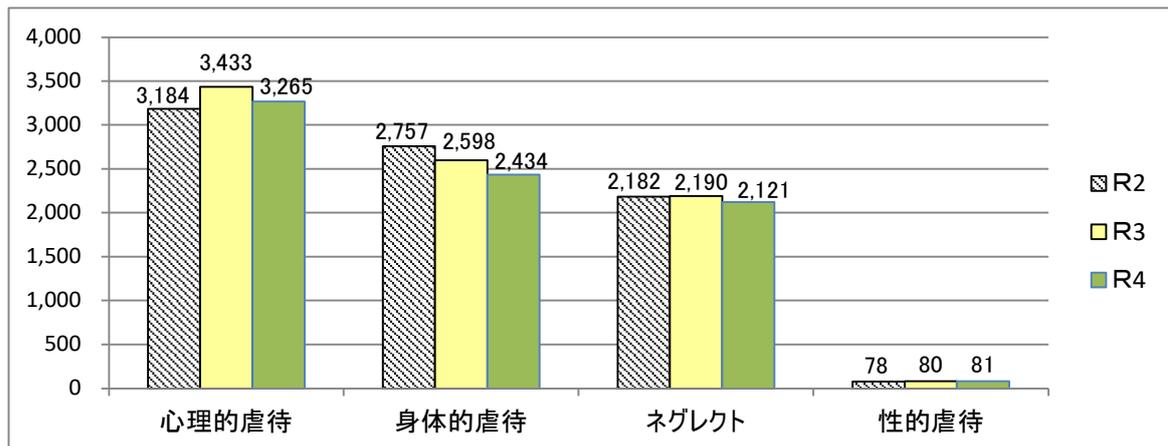
(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 3,265 件 (41.3%) と最も多く、「身体的虐待」が 2,434 件 (30.8%)、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 2,121 件 (26.8%)、「性的虐待」が 81 件 (1.0%) となっています。



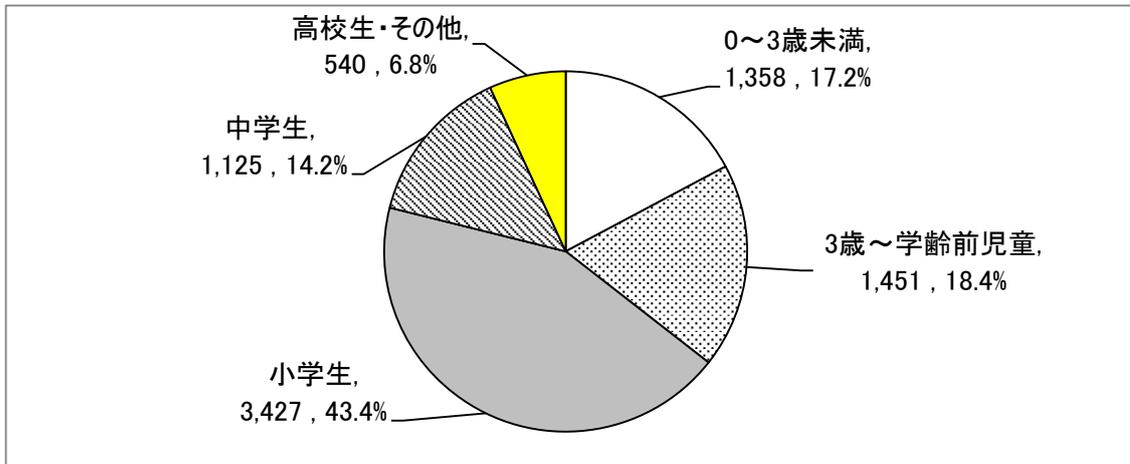
前年度比では、「心理的虐待」が 168 件、「身体的虐待」が 164 件、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 69 件減少する一方、「性的虐待」が 1 件増加しています。

(件)

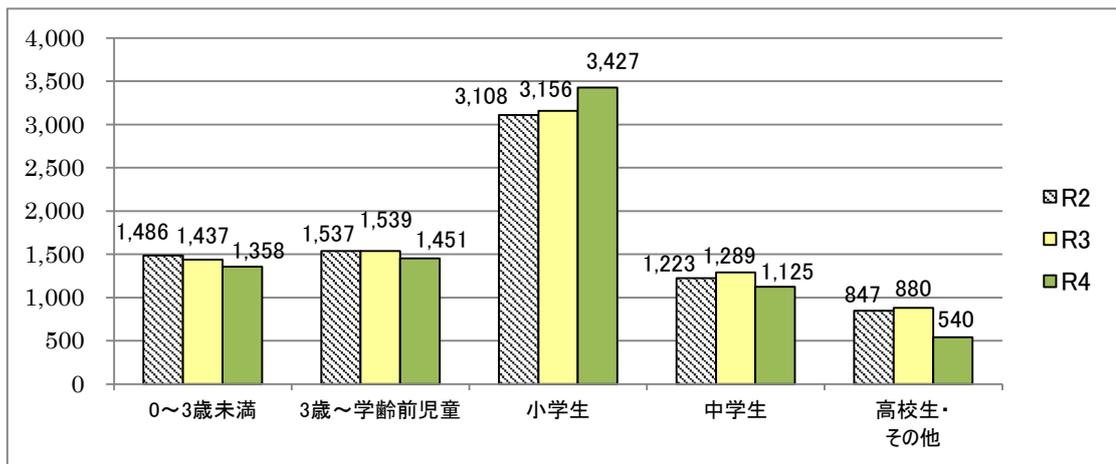


(3) 年齢別

「小学生」が3,427件(43.4%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,451件(18.4%)、「0歳～3歳未満」が1,358件(17.2%)、「中学生」1,125件(14.2%)と続いています。



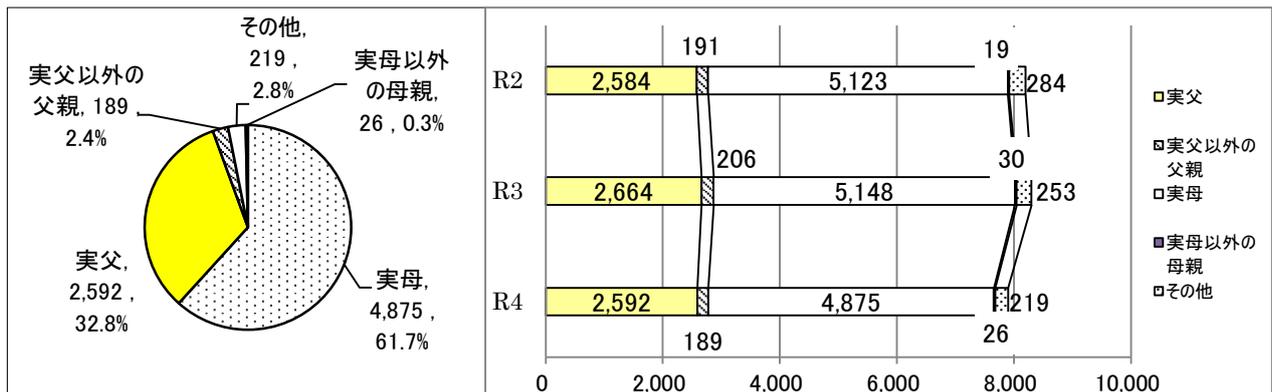
前年度比では、「小学生」が271件増となっていますが、その他の年齢別区分においては減少しており、「高校生・その他」が340件減と最も多くなっています。(件)



(4) 主な虐待者の内訳

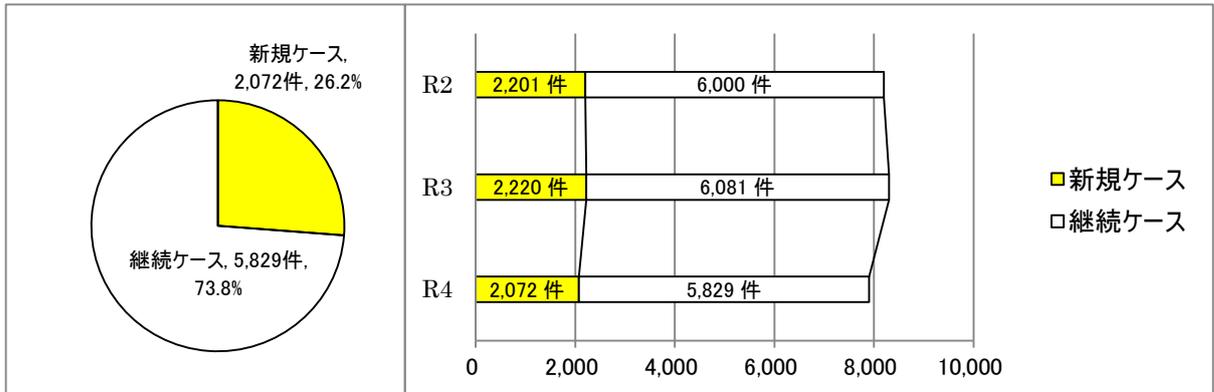
「実母」が4,875件(61.7%)、「実父」が2,592件(32.8%)であり、前年度と比較すると「実母」が273件減、「実父」が72件減となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が 2,072 件 (26.2%)、「継続ケース」が 5,829 件 (73.8%) で、前年度と比較すると、「新規ケース」が 148 件、「継続ケース」252 件それぞれ減少となっています。



(6) 一時保護

一時保護所での「保護件数」は 407 件で、前年度より 6 件減となっており、「1日あたりの平均保護人数」は 26.8 人と 1.5 人増となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は 24.0 日で、前年度より 1.7 日長くなっています。一方で、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は 25.6 日で、前年度より 4.1 日短くなっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
R2	336	188	23.1	14.7	25.1	28.6
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
増減(R4-R3)	△ 6	82	1.5	3.6	1.7	△ 4.1

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、2,641 件で、前年度より 255 件減となっています。「警察等」からの通告が 1,479 件 (56.0%) と最も多くなっています。これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告が多いことによるものです。

	(件)											計
	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	
R2	228	39	432	13	1	57	6	1,358	2	236	113	2,485
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R4構成比率	7.8%	2.4%	17.2%	0.5%	0.0%	2.2%	0.5%	56.0%	0.0%	7.3%	6.1%	100.0%
増減(R4-R3)	△ 91	27	△ 85	11	0	△ 16	7	△ 19	1	△ 76	△ 14	△ 255

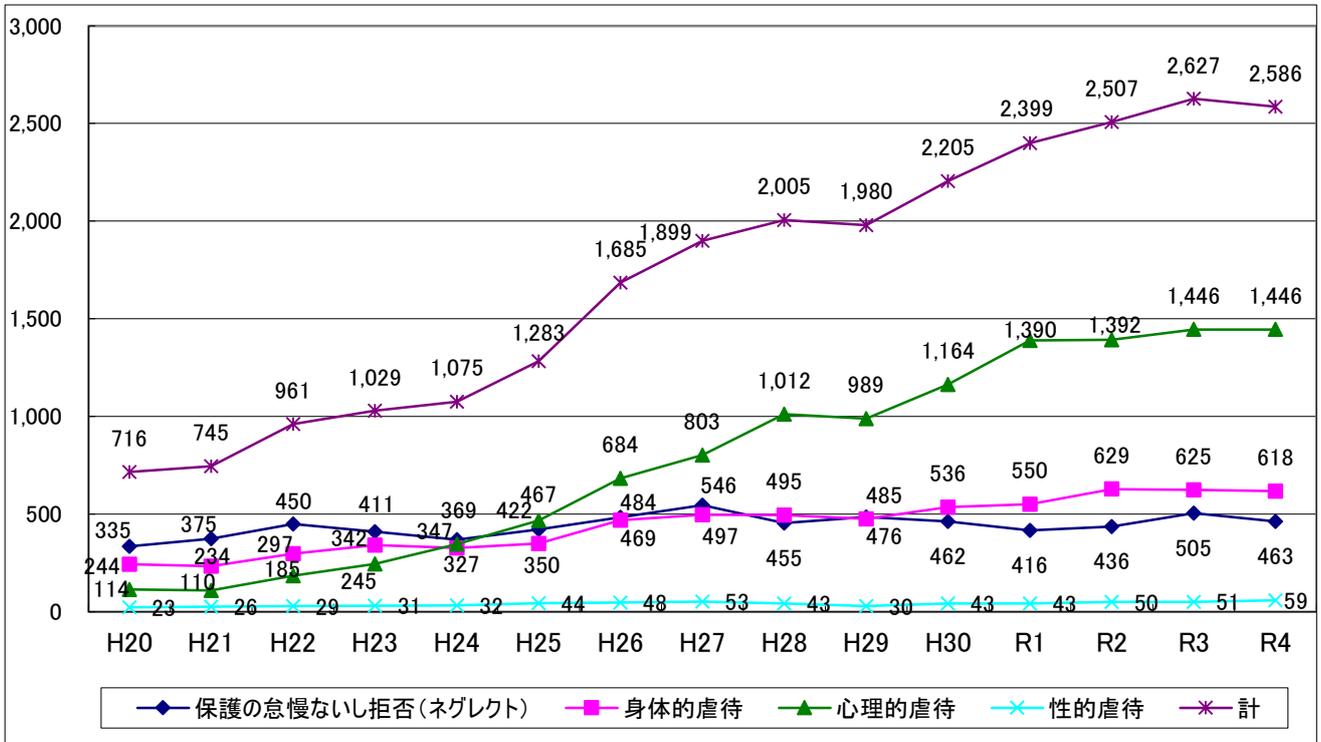
4 センター・市町別の状況

(1) 相談件数の推移

センター、市町ともに、近年は、「ネグレクト」、「心理的虐待」の増加により全体の件数も増加していましたが、令和4年度は減少となりました。

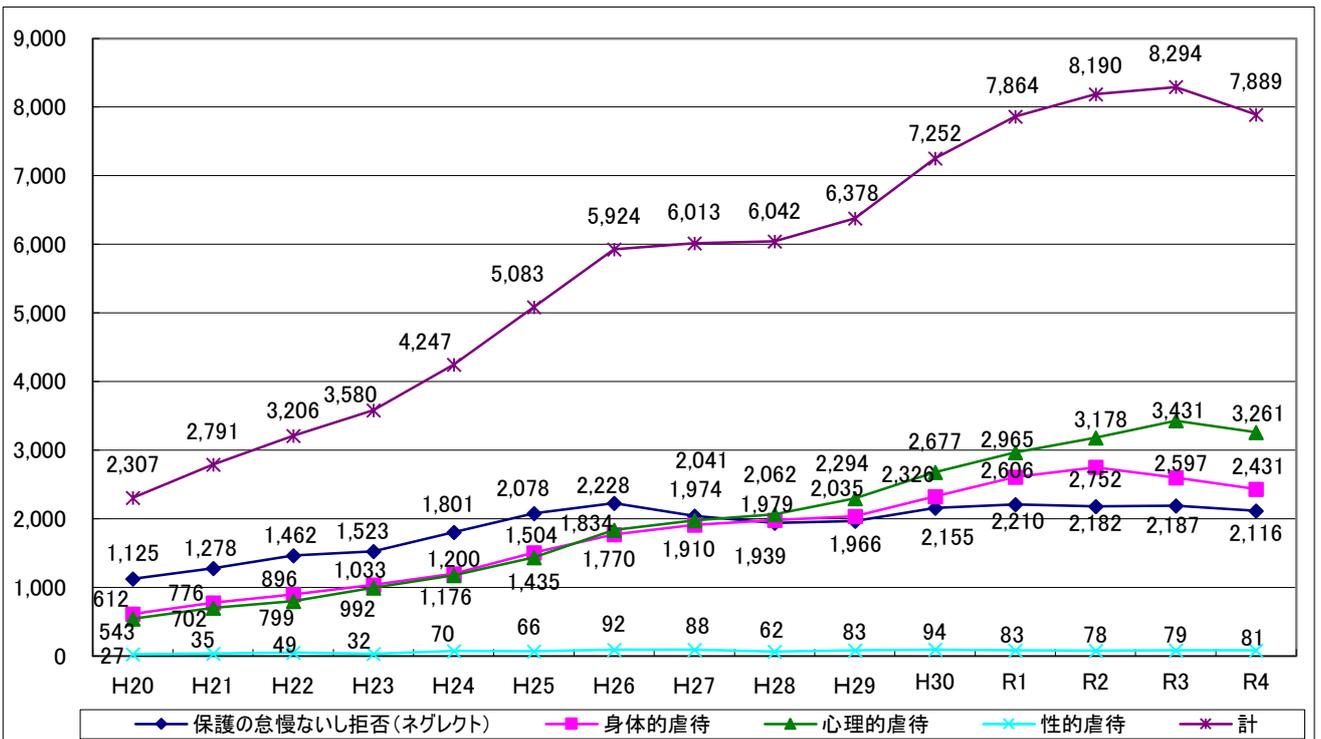
【センター】

(件)



【市町】

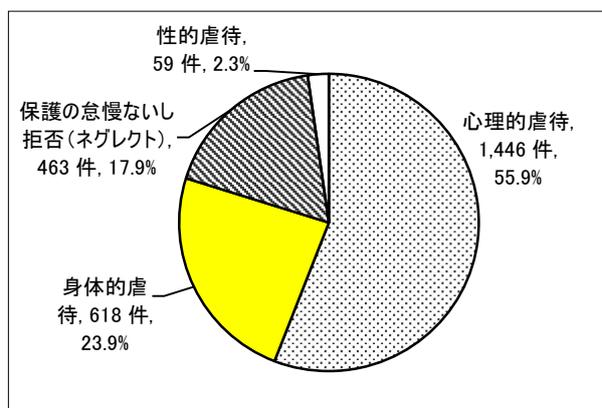
(件)



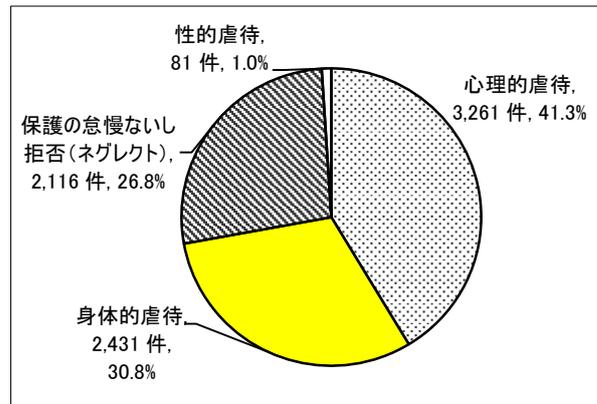
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センター55.9%、市町41.3%となっています。

【センター】



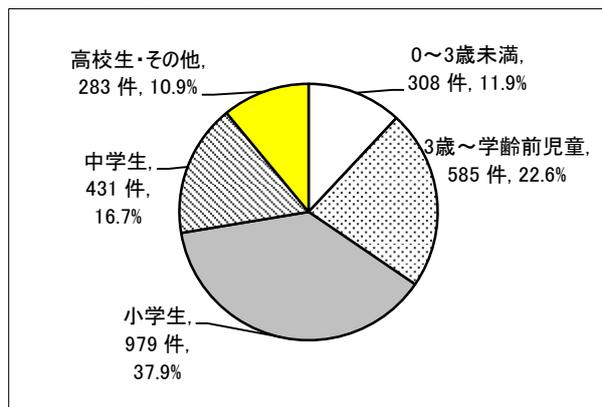
【市町】



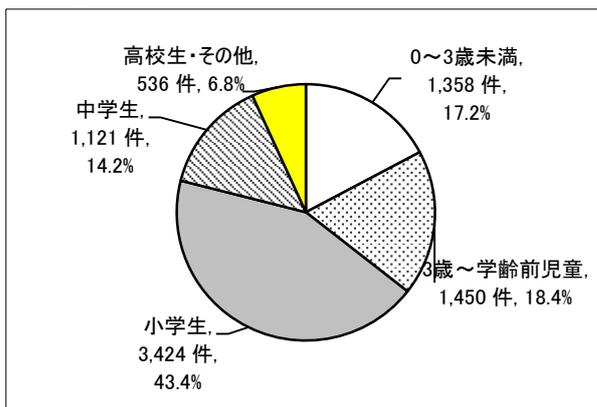
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センター37.9%、市町43.4%となっています。また、小学生以下でセンター72.4%、市町79.0%を占めています。

【センター】



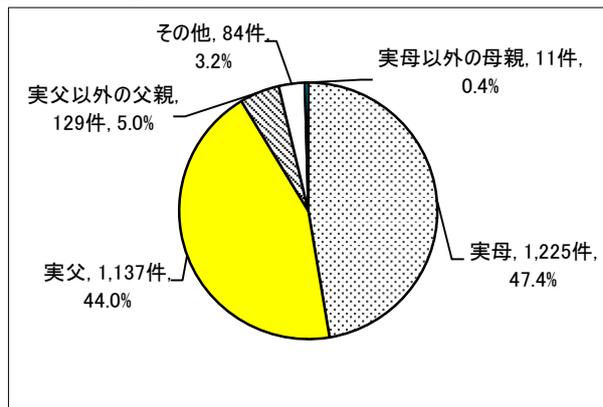
【市町】



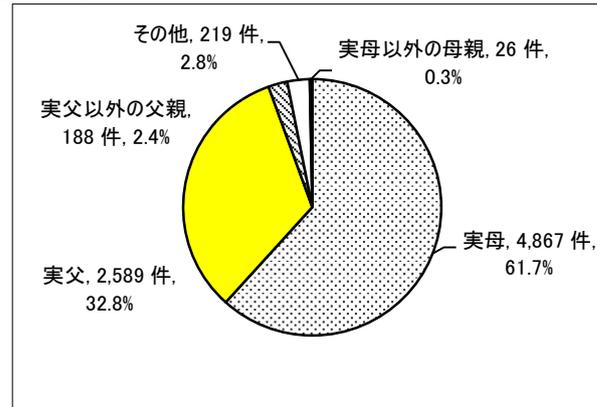
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター47.4%、市町61.7%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター44.0%、市町32.8%となっています。

【センター】



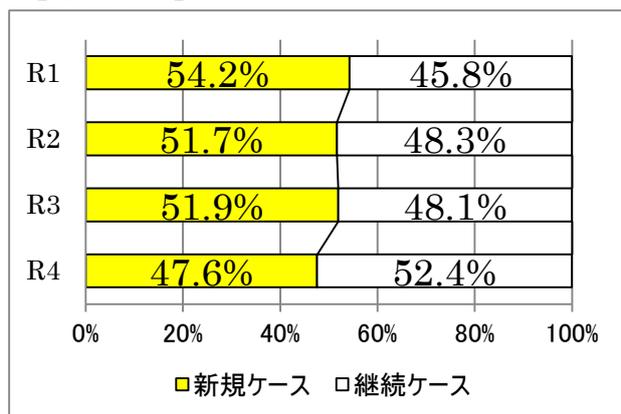
【市町】



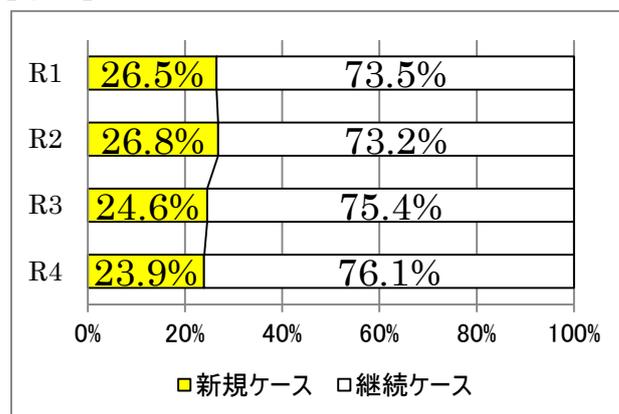
(5) 新規・継続別

センターでは、継続ケースが 52.4%で、市町の継続ケースは 76.1%となっています。

【センター】



【市町】



【R4 年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,231	956	399	2,586
構成比率	47.6%	37.0%	15.4%	100.0%

【R4 年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,887	176	5,826	7,889
構成比率	23.9%	2.2%	73.8%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が 1,090 件で最も多く、全体の 42.2%を占めています。市町は、市町が 2,393 件で最も多く、全体の 30.3%を占めています。

【センター】

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R2	200	275	13	482	0	0	66	5	1,055	3	189	219	2,507
R3	201	316	18	658	0	4	49	8	984	0	211	178	2,627
R4	252	269	22	561	1	6	40	3	1,090	2	160	180	2,586
R4構成比率	9.7%	10.4%	0.9%	21.7%	0.0%	0.2%	1.5%	0.1%	42.2%	0.1%	6.2%	7.0%	100.0%
増減 (R4-R3)	51	△ 47	4	△ 97	1	2	△ 9	△ 5	106	2	△ 51	2	△ 41

【市町】

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R2	458	217	12	2,274	61	60	154	619	372	198	2,465	1,300	8,190
R3	473	180	4	2,356	50	53	158	596	348	198	2,484	1,394	8,294
R4	396	139	6	2,393	52	34	174	512	339	193	2,334	1,317	7,889
R4構成比率	5.0%	1.8%	0.1%	30.3%	0.7%	0.4%	2.2%	6.5%	4.3%	2.4%	29.6%	16.7%	100.0%
増減 (R4-R3)	△ 77	△ 41	2	37	2	△ 19	16	△ 84	△ 9	△ 5	△ 150	△ 77	△ 405

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

被措置児童等虐待の状況（令和 4 年度）

受理件数	事実確認の結果	
	該当	非該当
1 件	1 件	0 件

ア 被害を受けた子どもの性別

男子	女子
1 名	0 名

イ 被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
1 名	0 名	0 名	0 名

ウ 虐待の類型

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0 件	1 件	0 件	0 件

エ 施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設
0 件	1 件	0 件	0 件

オ 虐待を行った施設職員等の職種

児童指導員
1 件

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種